

法清原淳平公云長氏の講義資料

まず最初に、天皇陛下の御退位に続く新天皇の御即位を、謹んで御慶び申し上げます。

毎年、現行憲法の問題箇所を解説している。今年も、憲法第八条〔皇室の財産授受〕

「第八条〔皇室の財産授受〕の見直し」

現憲法の条文

第八条〔皇室の財産授受〕

皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

- ① 天皇が皇居を出られて外出されることを「行幸」、天皇外の皇族の外出を「行啓」とし、天皇と皇后が御一緒に外出される場合を「行幸啓」、「行幸」が複数にわたる時「巡幸」。
- ② 主たる行幸啓 ○全国戦没者追悼式、○日本学士院授賞式、○日本芸術院授賞式  
三大地方行幸啓 ○全国植樹祭、○国民体育大会、○全国豊かな海づくり大会

▽第八条の問題点その一 「財産」かどうかの判断のむずかしさ

- ③ 「財産」とは一般的辞書では「個人または集団の所有する経済的価値があるものの総称」  
法学辞典などでも、「広く有形・無形の金銭的価値を有するものの総称」  
「金銭的価値」があるかどうかは、個人的認識の差異もあり、判断がむずかしい。
- ④ 各地方行幸啓の場合も、陛下は、財産と見なされる物品を受けられないのが原則。  
大震災・大津波・大水害・土石流などの被災地を廻られても、小さな花束なら受けられる。  
被災地はともかく、植樹祭、体育大会、海づくり大会に「行幸」「行幸啓」される場合、  
その地方・地域の住民は、盆栽などその土地の名産品を献上したいと申し出るが、宮内庁  
の職員がそれをお断りするのが普通である。憲法違反と言われるのを恐れておられる。

- ⑤ 何故か、いわゆる明治憲法下と異なり、新憲法下の皇室は、下賜すべき資産も有しない  
し、具体的には右の第八条〔皇室の財産授受に国会の議決が必要〕という制約があるので  
天皇・皇后はじめ皇室は、行幸、行幸啓、行啓、巡幸された場合、お手を振られ、時には、

膝をつかれてお言葉を掛けられ、また小さな花束を受け取られることしか、おできになれない。天皇・皇后はじめ皇室の御努力は誠に涙ぐましいものがある。

▽第八条の問題点その二 この第八条の規定は、天皇・皇室に対する懲罰的規定である

⑥ なぜ、こうした事態になったのか、なぜ、この憲法第八条の制約規定ができたのか？  
それは、日本が第二次世界大戦に敗戦・降伏し、日本を占領・統治するためマッカーサー将軍が連合軍総司令官として、日本統治に当たり、今の「日本国憲法」を制定させた結果である。

⑦ しかし、マッカーサー将軍を批判攻撃するだけではいけない。なぜなら、日本は降伏するにあたり、天皇制だけは存続してほしいと連合軍に嘆願している。しかし、日本と戦った主な戦勝国、すなわち、米国、英国、中華民国、オーストラリア、ソ連の政府は、日本を統治するため、その政府を代表する「極東委員会」を構成したが、米国を除くその他の国は強硬に天皇制廃止を主張していた。

⑧ マッカーサー将軍は、自分の日本占領統治に「極東委員会」が介入することを断った。もし天皇制を廃止すれば、日本は女子供まで戦うだろう。それより、天皇制を残し、占領下に日本の政府、国会、裁判所を残し、自分がその上に立つて間接統治をする方が、自分の日本統治は成功すると思ったからだと思う。このマッカーサー方式は成功した。

⑨ ただ、前記「極東委員会」の天皇制廃止要求は強硬だったので、マッカーサーは連合軍総司令部命令として、天皇制を支える貴族制を廃止し、皇族も直系外は皇族から排除し、皇室の資産を没収ないし占領下政府へ移すなど、徹底した制約を科した。その一環として新憲法にこの第八条〔皇室財産〕の制約規定を置いたのである。

⑩ この第八条の規定には、日本政府もあとで困った。というのは、占領下では、日本に外交権はなく、外国にある日本の公館（大使館・公使館・領事館）は閉鎖され、占領下に外国の公館も必要なかったが、昭和二十六年のサンフランシスコ講和条約が発効した二十七年四月二十八日以降、外国の大使・公使らが天皇に信任状を奉呈しに来られ、その際に、その国の高価な芸術品等を献上する。天皇も相応の返礼品を差し上げなければならぬ。それを、いちいち国会の承認を受けることは、手続的に大へんな作業である。

⑪ 当時の吉田茂内閣および与党の自由党は、この第八条の廃止乃至改正を考えたが、保革伯仲時代で、憲法第九十六条（改正手続要件）の衆参各議院の総議員の三分の二の見込み

も立たないので、政府は止むなく、憲法の下位にある「皇室経済法」を改正して対処した。すなわち、憲法八条と同じ内容の「皇室経済法」第一条を削除し、次の第二条を置いた。

第二条〔国会の個別的議決不要の財産授受〕

左の各号の一に該当する場合においては、その度ごとに国会の議決を経なくて

も、皇室の財産を譲り渡し、若しくは賜与することができる。

一、相当の対価による売買等通常の私的経済行為に係る場合

二、外国交際のための儀礼上の贈答に係る場合

三、公共のためにする遺贈又は遺産の賜与に係る場合

四、前各号に掲げる場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期

間内に、皇室がなす賜与又は譲受に係る財産の価値が、別に法律で定める一定

価格に達するに至るまでの場合

第二条〔皇室費用の種類〕 予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費とする。  
(以下の各条項略)

皆さんの中には、憲法第八条がおかしくても、この「皇室経済法」があるから、いいじゃないか、と言われる方がいるかもしれない。しかし、法制度上、それは許されない。

▽第八条の問題点その三 第八条〔皇室財産授受〕を、この「皇室経済法」改正で対処したことは「上位法・下位法の原則」違反であり、憲法違反である。

⑫ 法体系には「上位法・下位法の原則」がある。いま、日本が批准した国際法を脇において、国内法だけを見ると、

国の基本法である「憲法」が上位で、その下に国会がつくる「法律」があり、その下に政府がつくる「政令」があり、その下に都道府県など地方自治体がつくる「条例」があるという仕組みである。

つまり、それは、下位の法は、上位の法に逆らえない。逆に言えば、上位の法の許す範囲内では、下位の法はつくれない、という原則である。もしこれに逆らえば、下位の法で、上位の憲法に書かれた事項を、いくらでも変えられることになり、法秩序は崩壊する。これまで述べた憲法第八条〔皇室財産の授受に国会の議決が必要〕という規定について、これを否定することを書いた「皇室経済法」の規定は、まさに、この「上位法・下位法の原則」に反して、本来、法体系からすれば、許されないことをしているわけである。

したがって、この皇室財産に関する第八条は、すでに有名無実となっているわけなので、この第八条は、憲法を改正して削除し、あらたに、皇室経済法に書いてあるようなことを改めて、第八条に書き直すべきである。

どうか、皆さんも、条文が活字になっていればすべてよい、と思わないで、憲法改正を理論的に勉強して下さるよう、お願いして、私の本日の提案とさせていただきます。以上